

最終改正：平成二三年一〇月一八日

（目的）

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十四条の規定に基づき、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）を減免することにより、障害者の経済的負担の軽減及びその社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成六年条例一六号・一六年四四号・二三年五一号〕

（使用料等の減免）

第二条 障害者及びその介護者が県の設置した公の施設を利用する場合は、当該条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料等を減免することができる。

一部改正〔平成六年条例一六号〕

（対象者）

第三条 前条に規定する障害者は、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けているもの
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 四 前三号に掲げる者のほか、規則で定める者
- 2 前条に規定する介護者は、次に掲げる者に現に付き添って介護をしている者とする。この場合において、当該障害者一人につき二人以上いるときは、当該介護者は、一人に限るものとする。
 - 一 前項各号に掲げる者のうち十二歳未満の者
 - 二 前項第一号に掲げる者のうち十二歳以上の者で当該身体障害者手帳に第一種身体障害者である旨の記載があるもの
 - 三 前項第二号に掲げる者のうち十二歳以上の者で当該療育手帳に知的障害者である旨の記載があるもの
 - 四 前項第三号に掲げる者のうち十二歳以上の者で当該精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級又は二級である旨の記載があるもの
 - 五 前項第四号に掲げる者で、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第二項又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第二条第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

一部改正〔平成六年条例一六号・七年五九号・一〇年六三号〕

（委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日条例第十六号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年十月十六日条例第五十九号）

- 1 この条例は、平成七年十一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成九年十月三十日までの間における改正後の第三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」とあるのは、「精

神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障害を有する者で都道府県知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長から精神障害に係る証明書の交付を受けているもの」とする。

附 則（平成十年十二月二十五日条例第六十三号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年八月三日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十八日条例第五十一号）

この条例は、公布の日から施行する。